



令和2年度 福津市立小・中学校

# 修学旅行実施ガイドライン

令和2年8月作成



福津市教育委員会

## はじめに

本市教育委員会は、修学旅行の教育的意義や児童生徒の心情を踏まえ、新型コロナウイルス感染防止を図りながら可能な限り実施するために、文部科学省の修学旅行実施に対する考え方を基に、市衛生部局（いきいき健康課）や学校医に相談し、本ガイドラインを策定しました。

つきましては、修学旅行に参加する児童生徒をはじめ、教職員及び保護者並びに、旅行業者で本ガイドラインを共有し、共通理解の基で実施していただきますようお願いいたします。

## 1. 実施計画作成上の基本的な考え方

- ① 今後の感染状況により、中止（延期）となるリスクがあることを踏まえ、本ガイドラインの範囲内で、可能な限り柔軟に対応できる計画とすること
- ② 旅行先で児童生徒・教職員に発熱等の感染が疑われる場合や感染が判明した場合に学校・保護者がとるべき対応（付き添い・搬送・自家用車による迎え等）を十分に考慮して計画すること
- ③ 旅行先の選定にあたり、上記②の対応を取ることが困難な地域は、極力避けるよう考慮し、児童生徒や保護者の意向を踏まえた複数の案を検討すること
- ④ すでに計画を策定中であっても、県内・近隣の県も含めた旅行先変更や行程を見直し、日程の変更及び短縮などについて十分に検討を行うこと

以上の考え方をもとに、実施計画を作成する。

特に、上記②について、旅行先で発熱等の感染が疑われる場合や感染が判明した場合に学校・保護者がとるべき対応などを明確し、迅速かつ適切に対応できるようにする。

そのために、旅行業者に対して「緊急時対応マニュアル（仮称）」の提示を求め、「だれが、どのように対応するのか」、「保護者への連絡や協力要請は、どの段階で行うのか」等の内容や手順を明確にし、共有しておく。

## 2. 実施計画作成上の留意点

各学校は、下記①～④をすべて満たすことを確認した上で、実施日の4週間前までに「修学旅行承認申請書」(様式5の1～4号)により、福津市教育委員会の承認を受けること

《実施日の4週間前までに》

- ① 旅行先における地域（県）の感染状況について、人口10万人あたりの1週間の「新規感染者の報告数」が15人未満（ステージⅡまで）※<sup>1</sup>であること
- ② 国や県及び本市並びに旅行先の自治体からの緊急事態宣言や都道府県をまたぐ移動自粛、休業要請または、それらに準ずるような呼びかけがなされていないこと
- ③ 保護者に「修学旅行参加確認書」をとり、参加する保護者の同意はもとより、不参加の児童生徒への対応についても保護者の同意を得られること
- ④ 下記「3. 感染防止対策」が講じられていること

※<sup>1</sup> 政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会が示した感染状況の4段階「指標」(令和2年8月7日)による。

なお、直近1週間の新規感染者の報告数は「NHK特設サイト新型コロナウイルス」で検索が可能

なお、申請書の提出により、福津市教育委員会の承認を受けた後でも、出発当日までに上記事項を満たさない状況が1つでも発生した場合、または出発日時点において当該学年の一部でも臨時休業している場合は、当該校における修学旅行は中止または延期とする。

## 3. 感染防止対策について

各学校は旅行業者と連携し※<sup>2</sup>、下記のとおり、旅行中の感染防止対策に努めるとともに、感染防止対策について、事前に児童生徒・保護者に対して説明を行う。

《具体的な感染防止対策等》

《旅行前》

- ① 毎日の検温を実施し、体調の管理に努めるよう事前指導を丁寧に行う。
- ② 同居する家族の方が、万が一感染した場合は、児童生徒本人は濃厚接触者となり14日間の「出席停止」となる。  
※ 出発日に出席停止期間が重なる場合、当該児童生徒の参加を見合わせる。
- ③ 児童生徒に既往症や持病がある場合など、新型コロナウイルスによる重症化リスクの可能性が心配なときは、主治医と確認をしてから旅行に臨むよう指導する。
- ④ 出発当日、児童生徒に発熱の症状(37.0度以上)がある場合、当該児童生徒の参加を見合わせる。

## 《旅行中》

### ◇ 移動中（交通機関乗車中）における対策

- ① 交通機関の感染防止対策（換気や消毒等）※<sup>3</sup>について、旅行業者を通じて確認しておく。
- ② 乗車中は、全員マスクを着用し、できるだけ会話を少なくするようにする。
- ③ 座席は隣の座席を空ける等の配慮が望ましいが、隣の座席を空けない場合の感染防止対策について旅行業者と確認し、児童生徒及び保護者に説明の上、理解を得ること
- ④ 旅行業者を通じて、乗務員の健康管理やマスク着用、車内消毒を依頼する。

### ◇ 宿泊施設・食事施設での対策

- ① 食事は、ビュッフェスタイル形式は避け、1人ずつのセットメニュー形式で提供してもらうよう依頼する。大皿盛り（卓盛り）での提供であれば、感染症対策を十分に講じた従業員に配膳してもらうよう依頼する。
- ② 食事の前後の手洗いを徹底し、食器類の共用を避ける。
- ③ 食事の時はマスクを外すが、そのマスクは手持ちのビニール袋に入れて自分で管理するよう指導する。
- ④ 浴場については換気を十分に行い、同時に入室する人数を制限して利用する。
- ⑤ 就寝時も布団と布団の間隔を空けることが望ましいが、部屋の確保により、間隔をとることが困難な場合の感染防止対策について確認しておくこと

### ◇ 各訪問場所での対策

- ① 施設内の見学や利用の際に、可能な範囲で「密」を避ける工夫を講じ、利用施設に対してできるだけ広い場所を提供してもらえよう依頼する。
- ② 訪問予定の各施設には、消毒の徹底と手洗い・消毒設備の設置を依頼する。

### ◇ 旅行業者との連携

- ① 旅行中の不測の事態に備え、「**学校旅行総合保険**」等の補償の内容について、確認し、加入しておくことが望ましい。（保護者交通費・宿泊費等の補償）
- ② 事前から旅行中、終了後まで密に連絡を取り合って準備と実施にあたる。
- ③ 現地での「**緊急時の対応**」については、事前に旅行業者にマニュアルを提示してもらうなどして、確認しておく。なお、緊急時の状況次第では、保護者への協力依頼も必要であることから、その対応について共有しておくこと

---

※2 「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き（第2版）」を参考に、学校は、旅行業者と連携し、修学旅行中の感染防止対策に万全を期すよう努めています。

※3 「貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン（第2版）」

「鉄軌道事業における新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン（第2版）」を参照

◇ **旅行中に発熱（37.0度以上）や発症（疑い）等の症状が見られた場合の対応**

- ① 旅行業者が示す「**緊急時の対応**」マニュアルに従って、適切に対応する。
- ② 速やかに現地の医療機関を受診する方向で調整する。  
→ 旅行業者との診察体制及び医療機関等の事前確認をしておく。
- ③ 現地の医療機関受診の場合、医師および管轄保健所の指示に従う。
- ④ 特に、同部屋の児童生徒の体調管理を把握し、濃厚接触者と指定されるかを医師および管轄保健所と協議しその指示に従うこととする。
- ⑤ 保護者には逐一状況連絡し、対応について理解と協力を得ること。

◇ **学校から保護者の方へのお願い**

- ① 旅行中の発熱や体調不良等の際は、連絡することをお伝えするとともに、状況次第では、（自家用車で）旅行先に迎えに来てもらうことも有り得ることについて理解を得る。
- ② 参加中止に伴うキャンセル料については、保護者の方に御負担をいただくことになる。現地での新型コロナウイルス感染を含め、不測の事態による傷病等の治療費、本人及び保護者の送迎のための交通費や滞在のための宿泊費等）は、保険の加入により、補償されることについて説明し、理解を得る。

◇ **学校から児童生徒への指導**

- ① 旅行中は朝・晩の検温を実施し、食事・入浴・就寝時を除いて、終日マスク着用とする。そのため、マスクは持参（1日1枚を目安）とする。
- ② 班別自主研修の際も、可能な範囲で「密」を避ける行動を指示する。  
（交通機関等を利用する場合も同様）。また、訪問箇所でのルールに従わせ、定期的に手洗いや消毒をするよう指導する。
- ③ 万が一の感染に備え、訪問した時間と場所を記録するよう指導する。
- ④ 食事時や入浴時にはマスクをビニール袋に入れて各自保管することとする。そのため、ビニール袋を複数枚持参するよう指導する。
- ⑤ 旅行中はソーシャルディスタンスを意識しながら行動するとともに、大声を発することをしないように過ごすことを心がけさせる。

＜旅行後＞

- ① 旅行終了後も、引き続き検温を実施する等、児童生徒及び引率した教職員の健康状態の経過観察を一定期間（2週間が目安）行うこと。
- ② 発熱等、体の不調があった場合には、まずは、帰国者接触者相談センター（宗像・遠賀保険環境事務所：0940-36-6098）に相談するとともに、医療機関の診察を受けた場合は、学校に連絡してもらうよう保護者に依頼する。

## 4. 経費等について

### (1) 旅行費用について

- ① 経費について、「福津市立小中学校管理規則第6条」に示す基準を原則とする。
- ② 日程変更や感染防止対策により、やむを得ず経費基準を超える場合は、保護者に対して十分に説明を行い、理解を得る。また、必要に応じて経費の再検討を行う。
- ③ 観光庁が実施する「GO TO トラベル」事業<sup>※4</sup>において、修学旅行が対象に含まれるため、申請等について旅行業者と協議及び確認を行う。

※4 現時点（8月18日）で、修学旅行における本事業の詳細（補助額の割合等）は未確定である。今後、国（観光庁）より、詳細が示されるとの見通し。

### (2) キャンセル料について

- ① 出発日の21日前（以降はキャンセル料が発生）までに実施について判断する。
- ② 出発日の21日前までに、新型コロナウイルス感染症感染拡大の理由により、旅行全体を中止した場合でも、旅行業者に支払う必要がある経費（企画料相当額）については、保護者負担となる。
- ③ 出発日の20日前以降に、新型コロナウイルス感染症に関連した予期せぬ事態（当該学年の児童生徒や教職員に感染者が発生した場合等）が生じ、やむを得ず旅行全体を中止した場合には、必要となるキャンセル料は、保護者負担となる。
- ④ 事情により修学旅行に参加できなかった児童生徒のキャンセル料は発生しない。

**※ 上記②③について、今般の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、学校は旅行業者と十分に協議するとともに、保護者への説明を行い、理解を得ること**

参考：《一般的な国内旅行（修学旅行を含む）におけるキャンセル料について》

| キャンセル料発生日    | キャンセル料                 |
|--------------|------------------------|
| 旅行日の21日前まで   | 企画料金（2,000～3,000円）※見込み |
| 旅行日の20日前～8日前 | 旅行額の 20%               |
| 旅行日の7日前～2日前  | 旅行額の 30%               |
| 旅行日の前日       | 旅行額の 40%               |
| 旅行日の当日       | 旅行額の 50%               |
| 旅行開始後        | 旅行額の 100%              |

## おわりに

新型コロナウイルスに対する完全なる対策（“0<sup>ゼロ</sup>”リスク）は不可能な状況です。

しかし、現状で考えられる最大限の感染防止対策を、各旅行業者と連携して講じるとともに、児童生徒及び引率する教職員の健康と安全を優先して修学旅行を実施することは可能です。

無事に帰着し、児童生徒にとって「思い出に残る修学旅行」とするため、関係者全員が意識して取り組んでいくことが大切です。